	北海道のうち虻田郡のうち倶知安町	同時に給油することができる自動車の数が八以上
四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること		
		一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が八キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十四キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が六キロリットル以上 五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
	北海道のうち岩内郡のうち共和町	同時に給油することができる自動車の数が六以上
		一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が六キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十八キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が二十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が六キロリットル以上 五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
	北海道のうち夕張郡のうち栗山町	同時に給油することができる自動車の数が六以上
		一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が二十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
	北海道のうち中川郡のうち美深町	同時に給油することができる自動車の数が四以上
		一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が六キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が三十八キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
	北海道のうち網走郡のうち美幌町	同時に給油することができる自動車の数が四以上
		一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が三キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が七キロリットル以上

	北海道のうち紋別郡のうち興部町	同時に給油することができる自動車の数が四以上
四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること		
		一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十四キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が六キロリットル以上 五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
	北海道のうち紋別郡のうち雄武町	同時に給油することができる自動車の数が四以上
		一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が七キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十三キロリットル以上 四　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
	北海道のうち白老郡のうち白老町	同時に給油することができる自動車の数が四以上
		一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
	北海道のうち勇払郡のうちむかわ町	同時に給油することができる自動車の数が五以上
		一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が五キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十五キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
	北海道のうち浦河郡のうち浦河町	同時に給油することができる自動車の数が四以上
		一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が二十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が三十キロリットル以上 五　容量四キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること